

当院は以下の指定を受けています

- ・ 保険医療機関
- ・ 労災指定医療機関
- ・ 生活保護指定医療機関

当院における施設基準の届出について

当院は厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、東北厚生局長に届出を行って診療を行っています。

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 時間外対応体制加算 3
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 運動器リハビリテーション料 II
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 I
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3

実費徴収一覧

診療料

名称	料金（税込）
初診料	2,910円
再診料	760円

診断書・証明書

名称	料金（税込）（1通につき）
一般診断書（当院様式）	3,300円～（項目により変わります）
保険会社診断書	6,600円
身体障害証明書・意見書	8,800円
死亡診断書	5,500円

診療情報開示・提供に係る料金

名称	料金（税込）
診療録開示手数料	1,100円
診療録等の写し（白黒）@1枚	110円～
画像の写し CD-R代	440～660円

その他

名称	料金（税込）
健康診断費用	11,900円～（項目により変わります）
診察券再発行費用	110円

※当院は、保険医療機関の指定を受けていますので、保険診療に係る費用については、保険外負担の徴収はしていません。

※自由診療及びその他の費用については、実費負担をお願いしています。

※上記料金は内税表示です。

夜間・早朝等加算について

当院では「地域における病院勤務医の負担軽減を図るため、診療所の夜間・早朝等の時間帯における診療」を評価した点数（夜間・早朝等加算（50点））を算定しています。

夜間・早朝等加算は厚労省の告示・通知に則り、初診料または再診料と併せて算定します。

◆以下の時間に受付を行った方が夜間・早朝等加算の対象です。

①月火木金：18時～19時

②土曜：12時～17時

なお、上記診療時間を過ぎても診療を継続している場合であって、その時間に受付を行った方も、夜間・早朝等加算の対象となります。

「外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ」について

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでいます。これに伴い「外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ」を算定しています。

「医療情報取得加算」について

当院では、初診料・再診料に「医療情報取得加算」を加算しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、初診時や再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ① オンライン資格確認を行う。
- ② 当院を受診した患者様に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

「電子的診療情報連携体制整備加算3」について

- ① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ② マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

時間外対応体制加算 3 の算定について

当院を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、標榜時間外の夜間の数時間 22 時までは、原則として当院において、当院の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、対応できる体制を有しています。

緊急連絡先： 0 2 4 8 - 4 2 - 5 5 3 3

標榜時間内や標榜時間外の夜間の数時間（22 時まで）に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者様にコールバックします。

※）時間外対応体制加算 3 は再診料を算定する全ての患者さんに算定します。

一般名処方加算について

昨今、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、当院では処方箋の交付にあたり、一般的名称（※）にて薬剤を記載しています。

また、令和6年10月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者様が長期収載品を希望する場合は選定療養となります。

一般的名称にて処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和の一助となり得ます。

一般名処方にご理解頂き、ご不明な点は医師又は職員までご相談下さい。

※一般的名称＝「成分名＋剤形＋含量」で表記したものです。「商品名」とは異なります。

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

当院では主に院内処方を行っています。